

令和6年度第2回評議員会議事録及び議論内容

1 日 時

令和6年12月17日（火）午前10時00分から午前11時40分まで

2 場 所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

（1）出席者

評議員：磯崎澄、伊藤俊哉、木村松子、田村浩三、山田大輔

（2）欠席者

評議員：池田ともゆき

（3）理事

関口代表理事

（4）事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、関口事業担当係長、師岡ふるさと村担当係長、玉井管理担当係長、新井総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議 題

（1）議事録署名評議員の選出

（2）第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」

5 定足数の確認

評議員の現在数6名、会議の定足数4名のところ、本日の出席者5名という報告があり、公益財団法人小平市文化振興財団定款（以下、定款という。）第19条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

6 議事の経過の要領及びその結果

午前10時00分、定款第18条の規定に基づき、磯崎評議員が議長となり開会を宣言した。

（1）議事録署名評議員の選出

定款第22条第2項の規定に基づき、磯崎議長が伊藤評議員を議事録署名評議員とすることを提案したところ、全員異議はなく、伊藤評議員が議事録署名評議員に選出された。

（2）第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」

新井事業課長より、資料に基づき説明が行われた後、出席評議員全員一致で議案は原案のとおり承認された。

7 報告事項

令和6年度上半期 事業報告および財務諸表等について

8 議論内容

（1）前回理事会の概要

首藤事務局長兼総務課長（以下、首藤事務局長という。） 今月9日に開催された理事会でのご意見やご質問と当財団の対応等について、概要をご紹介する。

全体で8点程度、ご意見やご質問があった。

1点目として、当財団が実施する自主事業の啓発系事業と育成系・支援系事業の違いについてご質問があった。こちらについては、啓発系事業は、当財団定款の第4条第1号の「文化芸術の振興に関する公演及び展示の実施に関する事業」の規定に基づいて、文化芸術に興味を持っていただけるように財団が実施するものであり、育成系・支援系事業は、同条第2号の「市民の自主的な文化芸術活動の育成及び支援に関する事業」の規定に基づき、市民の皆様が自主的に行う活動を育成及び支援するという位置づけであることをお答えしている。

2点目として、小平ふるさと村は屋外施設であるので猛暑対策を検討してほしいとのご意見があった。当財団としても、猛暑は来園者数にも影響があると認識しているので、屋外に比べると涼しく感じられる旧神山家住宅にいつでもお入りいただけるようにする、ミストのような形で園内に水を噴霧する、屋外用のスポットクーラーを活用する、柿の木公園に芝生を植えるなどの暑さ対策に取り組んでいる旨をお伝えしている。

3点目として、小学校の出前コンサートの実施校が9校というのは例年と同じ程度の規模か、また、小学校への出前コンサートは啓発系事業であるのに対し、同様のアウトリーチ事業の障がい者施設は、地域の振興に関する事業となっているが違いは何か、ガスミュージアムや平櫛田中彫刻美術館で実施する場合はどの区分になるか、というご質問があった。小学校の出前コンサートの実施校については、令和5年度は7校、令和6年度は9校と、訪問する学校数を増やしていること、また、小学校への出前コンサートは、子どもたちに音楽に触れるきっかけを提供することを目的としているため啓発系事業としており、それ以外のガスミュージアムや平櫛田中彫刻美術館などの出前コンサートについては、コンサートがその場所を訪問するきっかけとなることを目的としているため、地域の振興に関する事業としていることをご説明している。

4点目として、小平ふるさと村での観光案内について、状況や実績をどのように把握しているか、ご質問があった。小平ふるさと村での観光案内については、個別のお尋ねにつ

いての記録はとっていないが、団体でのご来園などの場合で事前に連絡があるものに関しては、日報に記録を残していることをお答えしている。

5点目として、出前コンサートの際の費用負担についてご質問があった。出前コンサートに関しては、訪問先に関わらず、演奏者の出演料は当財団が負担し、会場費や会場準備の費用については、発生する場合には訪問先が負担することとなっていることをお答えしている。

6点目として、小平ふるさと村について、近くを通行する人や一般の人から、ここが観光施設であることがわかりにくいので、例えば、常時、農作業をする人の展示がされているとか、団子を売る店が出ているなど、もう少し関心を持ってもらえるような集客に向けた工夫を検討してほしい、というご意見があった。今後も当財団として、小平ふるさと村のアピールについて、引き続き努力をしていく。

7点目として、就業規則の一部改正について、今回禁止事項を新設する理由は何か、ご質問があった。職員に対して、信用に関することや守秘義務、兼職の原則禁止など、守らなければならぬ一定のルールが、これまで明文化されずに運用されてきたことが過去からの課題としてあったため、今回の就業規則の改正に伴い禁止事項を明文化したことをご説明している。

最後に8点目として、当財団職員の定年の引上げに伴う給料月額7割措置について、一定の年齢に達したことによって一律に給料を削減するのは適切であるのか、というご質問があった。市の制度の中で見ると、以前は定年後も勤務を続ける場合、定年前の役職に関わらず週4日勤務の再任用職員として決められた給料で働くこととなっていたため、収入面ではむしろ改善されていることをご説明している。

報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質問はなかった。

(2) 報告事項 令和6年度上半期 事業報告および財務諸表等について

磯崎議長の求めに応じて、新井事業課長から次のように説明された。

新井事業課長 はじめに、私からは事業報告として、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況をご説明申し上げる。

はじめに、小平市民文化会館である。小平市民文化会館の自主事業は、年間計画60事業のうち、資料1の10ページ上段に掲げているとおり、上半期は20事業を実施し、延べ人数は15,876人であった。昨年度の上半期は24事業を実施し、延べ人数は、19,065人だったので、昨年度と比較して3,189人の減である。個々の事業の概要については、資料1の1ページから8ページまでをご覧いただきたい。

小平市民文化会館の自主事業全体では、1ページから2ページまでの鑑賞系事業は、12事業を実施し、入場者数は9,550人、3ページ及び4ページの啓発系事業は、3事業を実施し、入場者数は4,613人、5ページの育成系事業は、1事業を実施し、入場者数は481人、6ページの支援系事業は、3事業を実施し、入場者数は1,151人、8ページの地域の振興に関する事業は、1事業を実施し、参加者数は81人。合計で20事業を実施し、延べ人数は15,876人で、昨年度の上半期と比較して、3,189人の減である。

次に、11ページをご覧いただきたい。小平市民文化会館の、令和6年度上半期の、施設の利用状況をご説明申し上げる。大ホールの使用率は89.0%で、昨年度と比較して8.6ポイントの増、中ホールの使用率は81.0%で、昨年度と比較して7.7ポイントの増、レセプションホールの使用率は81.6%で、昨年度と比較して8.3ポイントの増であった。ホール以外の施設では、展示室の使用率は48.8%で、昨年度と比較して0.3ポイントの増だったほか、練習室1、2、3を含めたその他施設全体の使用率は81.1%で、昨年度と比較して1.8ポイントの減であった。利用者数は、すべての施設合計139,944人で、昨年度と比較して41,196人の増であった。使用率及び利用者数が増となった主な要因として、今年度は、8月に当館が東京都高等学校吹奏楽コンクールの会場として使用されたことから、例年に比べ、コンクールへ向けた練習としてのホールの利用が増えたこと、コンクール期間中の6日間で、延べ約34,000人が来場したことによるものと捉えている。

次に、13ページをご覧いただきたい。上半期の主な修繕実績である。空調設備では、チラーR-1a圧縮機交換修繕、電気設備では、第一受変電設備コンデンサー盤交換修繕、衛生設備では、雑用水揚水ポンプチャッキ弁交換修繕、舞台機構では、中ホール緞帳落下防止金具取付修繕、その他、備品、附属設備等では練習室前デジタルサイネージシステム設置等修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。下半期についても、年度当初に掲げた予定修繕、その他緊急修繕など、建物、施設の保全を図る予定である。

次に、16ページをご覧いただきたい。施設の管理運営に関する事業である。今年度上半期は、例年開催をしている、世界のピアノ弾き比べ体験会及びバックステージツアー2024を実施した。バックステージツアー2024は、中学・高校生が、当館舞台スタッフから舞台・照明・音響の仕組みを学び、実際の舞台の仕込み、照明、音響操作のほか、舞台・照明・音響機構を用いた舞台出演者を体験できる企画で、観客として足を運ぶだけでは見られない舞台の裏側を知り、ホールの業務を体験することで、ホールに関わる職業に興味を持つきっかけづくりを図った。

以上が小平市民文化会館の本年度4月から9月末までの、自主事業と施設の運営状況である。

次に、小平ふるさと村の自主事業と施設の運営状況をご説明申し上げる。小平ふるさと村の自主事業については、年間計画42事業のうち、資料1の10ページ上段に掲げているとおり、上半期は、21事業を実施し、展示事業及び観光案内を除いた延べ人数は、6,974人であった。昨年度の上半期は20事業を実施し延べ人数は6,010人であったので、昨年度と比

較して 964 人の増である。個々の事業については、資料 1 の 7 ページから 9 ページまでをご覧いただきたい。

小平ふるさと村の自主事業全体では、郷土の歴史的文化の継承事業は、7 ページの参加事業は、10 事業を実施し、参加者数は 533 人、8 ページの展示事業は、4 事業を実施し、観覧者数は 11, 865 人、8 ページの小学校団体見学受入は、1 事業として捉え、参加者数は 416 人、9 ページの地域の振興に関する事業は、5 事業を実施し、参加者数は 6, 025 人、9 ページの、通年で実施をしている観光案内は、1 事業として捉え、10 ページ上段に掲げているとおり、合計で 21 事業を実施し、展示事業及び観光案内を除いた延べ人数は 6, 974 人で、昨年度と比較して、964 人の増である。

次に 12 ページをご覧いただきたい。入園者数である。上半期の入園者数は、31, 864 人で、昨年度と比較して、942 人の増であった。

次に、15 ページをご覧いただきたい。上半期の主な修繕実績である。小平ふるさと村では、旧小川家住宅玄関棟犬走り三和土撤去保管修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。下半期においても、日々の点検を行うとともに、施設の適切な維持・管理に努めていく。以上が小平ふるさと村の、本年度 4 月から 9 月末までの、自主事業と施設の運営状況である。

事業報告の説明は、以上である。

首藤事務局長 続いて、私からは、財務諸表等をご説明する。

お手元の資料、資料 1 の 17 ページの期中の貸借対照表をご覧いただきたい。当年度（9 月末）時点の状況であるが、I の資産の部は、1 の流動資産と 2 の固定資産を合わせ、資産合計 6 億 7, 023 万 7, 384 円である。II の負債の部は、1 の流動負債により、負債合計が 161 万 1, 604 円である。III の正味財産の部は、1 の指定正味財産と 2 の一般正味財産を合わせ、正味財産合計 6 億 6, 862 万 5, 780 円である。これにより、最下段の負債及び正味財産の合計は、6 億 7, 023 万 7, 384 円となっている。

次に、18 ページの貸借対照表内訳表は、当年度（9 月末）時点の、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳をお示ししたもので、右端の合計欄は、前のページでご説明した貸借対照表の当年度（9 月末）の各項目の金額と一致している。

次に、19 ページから、当年度（9 月末）時点の正味財産増減等の状況について、ご説明する。令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの正味財産増減計算書上段の I の一般正味財産増減の部の、1 の経常増減の部の、（1）経常収益であるが、合計で 3 億 2, 218 万 1, 379 円となっている。同ページ下段の（2）経常費用であるが、①事業費については、合計で 2 億 1, 441 万 6, 353 円、②管理費については 20 ページ上段の管理費計のとおり 148 万 217 円となっている。したがって、その下の当期経常増減額及び 2 の経常外増減の部の（2）経常外費用の当期一般正味財産増減額は、ともにプラス 1 億 628 万 4, 809 円となり、一般正味財産期末残高は、1 億 6, 862 万 5, 780 円、また、最下段の III の正味財

産期末残高は、6億6,862万5,780円となっている。今回は上半期の期中監査であるので、今後も催し物の開催によるチケット売上などの収益やコンサートなど公演終了後の費用の支出がある。現在は収入が先行しているが、期末に向け、財団の事業も進んでいくので、全体としての収支の増減は、今後も変動があるものと考えている。

次に、21、22ページは、当年度（9月末）時点の正味財産増減計算書の会計別内訳であって、右端の合計欄は、ただ今ご説明した正味財産増減計算書の当年度（9月末）の各項目の金額と一致している。

次に、23ページの令和6年9月30日現在の財産目録であるが、貸借対照表の明細を示すものとして、預金口座や地方債等の明細を記載している。なお、より内容を明確に表すため、中段の特定費用準備資金については今回から基金の名称を記載するよう変更している。

次に、資料2の附属資料は、1～6ページが委託契約、7～9ページが物品契約、10～11ページが賃貸借契約の契約台帳である。

また、資料3の参考資料は、貸借対照表と正味財産増減計算書の、当年度9月末と前年度9月末との比較表である。2ページの正味財産増減計算書上段の経常収益では、やや収益が減となっているが、これは主に、指定管理料のうち委託費について、前年度よりも増額していただいている一方で、自主事業収入については小平市民文化会館の開館30周年の記念事業を行った前年度に比べて減少しているため、その差額が生じたものであると捉えている。3ページ中段の経常費用については、主に電気の供給契約の変更による電気料金の値上がりのため、概ね800万円程度上昇している。

これらの内容を踏まえて、先月20日に実施した期中監査の結果についてご報告する。菱山監事、村上監事の両監事からは、業務執行については適正に行われており、事業報告は法令及び定款に従い、事業の実施状況等を正しく示しているものと認め、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、一般的に公正妥当と認められる公益法人会計基準、法令、定款及び会計処理規程に従い、財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認める、との監査報告をいただいている。また、特段指摘すべき事項はないとのご講評であった。

監査の中での確認事項の一例として、新聞折込みの業務委託を行っていることに関連して、配布エリアや部数、新聞購読自体が減っていることをどう捉えているか。また、松竹大歌舞伎のチケット販売率が81%となっているが、要因をどのように考えているか、といったものがあった。新聞折込みに関しては、小平市内を中心に、西武線沿線に約35万部を配布しており、新聞購読者の減少傾向は私どもも課題と考えているので、新聞を購読していない層へのアプローチとして、タウン紙への広告掲載、駅へのポスター掲示、出演者にご協力いただいたのSN-Sでの発信等を行っているところである。また、松竹大歌舞伎のチケット販売率がいまひとつ振るわなかつた要因としては、平日昼間の公演であり、チケット価格が当館の他の公演のチケット価格と比較すると、やや高額であったことなどによるものと捉えている。事務局としては、

今年度の残りの期間、引き続き公益財団法人として適切な事業と予算の執行に努めていく。以上が財務諸表等のご説明と期中監査結果の報告である。

事務局からの報告後、次のような質問があった。

山田評議員 ①上半期の小平市民文化会館の自主事業の来館者数が前年度比で3, 189人の減となっているが、下半期の収入等で年間を通じての収支のバランスはとれる見込みであるのか。
②練習室へのWi-Fiの回線設置に対しての利用者の声があれば教えてほしい。
③未収金、未払金は、いつの時点で回収及び支払いが完了しているのか。
④専門性の高い施設なので市内の業者では賄えない部分も多いとは思うが、契約時の業者選定において、市内業者を優先する規定はあるか。
⑤歌舞伎公演の販売が振るわなかつたことについて、値段が高かったことと平日昼間であったことを挙げていたが、アンケート結果等を根拠としているのか、それとも憶測か。

新井事業課長 ①昨年度は開館30周年記念事業が上半期に大規模な公演が多かったということがある。昨年度と比較すると今年度は公演の規模は若干縮小しているので、入場者数は3, 000人余りの減となっている。収支の見込みについては、当初予算ではマイナス100万円程度を見込んでいたが、9月末時点ではプラス50万円となっており好調であるので、決算見込みについても同様の方向性で捉えている。
②練習室は、地下にあり、かつ、防音に近い場所であるため、携帯電話が極めて通じにくい環境ということで、以前からWi-Fiでインターネットを使って練習したいという要望が多くあったため、導入した。現在利用者アンケートを集計しているところなので、結果については今後まとめるが、直接声を聴く中では、YouTubeを流しながら練習する等の方が散見されており、利用者から一定の評価を得られていると捉えている。

首藤事務局長 ③本日の会議は12月ということで、中間決算からは少々日数が経過しているが、資料は9月30日時点の数字を反映しており、その時点では未収金、未払金は解消されている。
④契約に際しては、極力2社、3社見積もりという方法をとって、なるべく安く調達する努力をしている。舞台関係は専門性が高く、特定の業者でなければメンテナンスができないというようなものがどうしても一般の施設よりも多くなる傾向がある。市内業者でも調達可能なものについては、見積もりに参加していただいて、結果的に安価であれば市内業者からの調達を行っている。今後も引き続き市内業者の状況も見ながら、契約関係は適切に行っていきたい。

新井事業課長 ⑤松竹特別歌舞伎については、私どものような公立ホールが加盟している公益社団法人全国公立文化施設協会が松竹株式会社と巡業の約束を取り付けて、各ホールは全国公立文化施設協会からの呼びかけに対して開催を希望することで、各ホール単独ではなかなか呼べない歌舞伎公演を呼ぶことができる仕組みとなっている。ただし、仕組み上、土日祝日の開催を希望しても、全国を巡業する中で結果的には月初の月曜日の昼間公演という形になった。完売の公演が多い中で、販売率81%はやや低めであるというご意見があった。歌舞伎は2、3年

に1度呼べるか呼べないかという公演であるので、普段当館にお越しいただく機会が少ないようなお客様にも来ていただくことができており、認知度の向上や友の会の入会など、一定の役割は果たしたと捉えている。

山田評議員 もし、規程集の中で市内業者を優先するような規定がないようであれば、今後、市内業者を優先するという考え方はできないか。また、歌舞伎について、曜日や値段の件、もしくはよいという意見等、アンケートの結果があつたら教えていただきたい。

首藤事務局長 契約事務規程の中では市内業者を優先するという規定はないが、市内業者で優れた内容の提案や、安価な調達ができる場合はお願いするということはある。規程の中には書かれていらないが、日頃の事務の中で市内業者を意識した契約行為を行っている。今後も引き続き市内業者に目を向けて業務を進めていきたいと考えている。

新井事業課長 公演のたびにアンケートを書いていただいている。この松竹歌舞伎の公演については、満足度としては5点満点中4.81点と他の公演と比べても高い数値となっている。お客様の声の一例としては、中村獅童の子の中村陽喜の初演ということもあり、大変お楽しみいただけたというご感想をいただいている。

木村評議員 歌舞伎はいろんな役者がいるので、お客様でも中村さんが好きな方もいれば、そうでない方もいらっしゃる。また、時期の問題はあるが、ルネこだいらで歌舞伎を見られるということは、市民のためにとてもありがたいことだと思っている。近くで見られるのだから、市民の方々にも少し視野を広げて色々なものを見ていただけたらと思う。

新井事業課長 歌舞伎公演をはじめとして、貴重な公演は機を逃さずとらえていきたい。

田村評議員 全体の施設の利用者数が13万9,000人ということで、前回配付された資料と比較して大幅に伸び、コロナ禍前3年間の数字を上回っていることから、コロナ禍の状況からリカバリーしたと考えてよいか。その状況の中で、自主事業の来場者は前年度と比較して少なかったが、吹奏楽コンクールの会場となったことで全体としては来場者数が増となったとの説明であった。コロナ禍によって休止となった団体等がなかなか再活発化していないという話もあったが、その状況は変わっていないのか。

また、前回配付された資料が大勢判断をするのによい資料だと思うが、今回は同様の資料が配付されなかった。全体を把握する上で役立つ資料なので、作成してほしい。

新井事業課長 利用者数の増の大きな要因は8月に東京都高等学校吹奏楽コンクールの会場となつたことであり、来年度は従来同コンクールの会場となっていた府中の森芸術劇場に戻ると伺っているので、その分の約3万4,000人が丸々なくなるかというと、ホールの予約の状況を見るとそうではない。数値を捉えているわけではないが、コロナ禍によって活動を縮小した団体もかなり戻ってきており、また、コロナを契機として新たな団体を立ち上げて利用している例もある。来年度の利用者数については今年度ほどではないかもしれないが、稼働率という観

点では大きく下がることはないと捉えている。

首藤事務局長 前回の6月の評議員会の際に、田村評議員から、経営計画の中にある現在の職員数、貸館の施設利用料等について、ルネこだいらの運営状況を図る上で確認したい内容であるというご要望をいただいており、決算の中でそういった資料をお示しできるよう、市と調整の上、検討していきたいとお答えしているところである。ご要望の資料は、決算の際に合わせて配付できればと考えている。

田村評議員 吹奏楽コンクールで増加した約3万4,000人の利用者数は、ホール系合計の使用率74.2%に含まれると思うが、コロナ禍前が73.7%であることから、吹奏楽コンクールによる利用者の増という特殊な要因を除いて考えると、あまり楽観視はできないと考えてよいか。

新井事業課長 来年の7月、8月のホールの利用申し込みの受付初日の抽選会に、市内市外の各高校や、それ以外の団体も一定数参加している状況であったので、ホールの使用率としてはコロナ禍以前と同程度までは上がって維持していると捉えている。

磯崎議長 猛暑の中でも、ふるさと村の利用者数が増えたのは、何か特別な趣向や努力をしたのか。

新井事業課長 昨年度に引き続き猛暑であったが、グリーンロード灯りまつりや趣向を凝らした催しの実施など、一度に大きな集客を伴う事業を確実に行えたことが主な来園者の増の要因であると捉えている。

磯崎議長 催し物はそれほど変わっていないと思うが、何かやり方や周知の方法を変えたのか。

新井事業課長 催し物の数や内容は例年と同様であるが、昨今はSNSなどの電子的な口コミによる周知が効果的である。市民団体や福祉施設などの催し物の参加団体にそれぞれ発信していたことが、集客につながっていると捉えている。

磯崎議長 電子媒体が大変普及しているので、活用してもらいたい。

（3）第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」

磯崎議長の求めに応じて、新井事業課長から次のように説明された。

新井事業課長 第1号議案、公益財団法人 小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）についてご説明申し上げる。

現在、関係各所と調整を行っている公演もあり、日程や出演者等が決定していないものもあるが、現時点において概ね調整が整っている、令和7年度の自主事業計画案について、概要をご説明申し上げる。

はじめに、第1号議案資料の1ページの、令和7年度 小平市文化振興財団 事業計画（案）をご覧いただきたい。計画案の全体としては、当財団の理念である定款で規定する目的を達成するため、第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着

を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育み つながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案する。

次に、令和7年度 小平市民文化会館の自主事業計画案の概要をご説明申し上げる。第1号議案資料の2ページ、A3版横長の、令和7年度小平市民文化会館 自主事業 分類別・月別計画表（案）をご覧いただきたい。表の一番左の列に、鑑賞系事業の計画案を掲載している。4月に、武田鉄矢率いるフォークバンド、海援隊のコンサートを、5月には、実力、人気をともに兼ね備えた若手チェリスト、宮田大のコンサート、9月には、小学生時代から江藤俊哉氏に師事し、来年2025年にデビュー50周年を迎える小平市ゆかりの世界的ヴァイオリニスト、千住真理子のコンサートを、1月には、日本古来から伝承されている音楽、雅楽の演奏を行う集団の、東京楽所による伝統音楽、雅楽の世界を計画している。このほか、人気の落語の公演として、入場料千円で気軽に楽しめるルネお笑い演芸館を5月と9月に、寄席の公演を、6月と12月に計画をしている。平日夜に1時間公演のワンアワーコンサートでは、実力、人気とともに群を抜く、東京多摩地域ゆかりのピアニスト、福間洸太朗を迎えて、10月、11月、12月の3回公演を計画する。また、平日昼に1時間公演のランチタイムコンサートを、5月、7月、9月、11月、3月に5回計画をしている。子育て世帯や家族等がともに楽しめる事業としては、6月に、日本を代表する演劇集団、劇団四季のミュージカル、赤毛のアンの公演を、7月には、幼児に大変人気のある、こども向け音楽・体操ユニット、ケロポンズの公演を、3月には、人形劇 ルドルフとイッパイアッテナを計画している。

次に、表の左から2番目の列に、啓発系事業の計画案を掲載している。啓発系事業では8月に、ルネこだいら夏休みフェスタを、アウトリーチの出前コンサートでは、市内の小学校を対象に、吹奏楽のコンサートを、9校で実施する予定で計画をしている。このほか、「吹奏楽のまち こだいら」の推進を図る事業として、9月に航空自衛隊音楽隊演奏会、12月に陸上自衛隊音楽隊演奏会、2月に東京消防庁音楽隊演奏会を計画し、吹奏楽の魅力に興味を持つきっかけになるような、良質な演奏会を実施していきたいと考えている。

表の左から3番目の列には、育成系・支援系事業の計画案を掲載している。4月には、春の高校演劇スペシャル、5月には、こだいら雨情うたまつり、7月には、地域で活動するアーティストバンクこだいらの登録アーティストが出演するホリデーコンサート、9月には市民参加型企画の市民ピアノリレー、10月には、ルネこだいら中学演劇祭と、12月に、こだいら合唱団演奏会を計画している。育成系・支援系事業における「吹奏楽のまち こだいら」の推進を図る事業としては、10月に、中学・高校生を対象として、演奏する楽しさを体験できるプログラムを組み込んだ、東京吹奏楽団による楽器クリニックと合同演奏会を計画している。なお、東京吹奏楽団と中学・高校生の合同演奏会については、動画投稿サイトのY o u T u b e によるライブ配信も同時に行う計画としている。また、3月には、地域の市民吹奏楽団による、たまほくミュージックフェスティバルを計画するとともに、吹奏楽フェスティバルでは、市内の中学・高校の吹奏楽部の定期演奏会を集中的に開催することを計画し、「吹奏楽のまち こだい

ら」の機運を引き続き盛り上げていきたいと考えている。

表の右から2番目の列には、郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業の計画案を掲載している。11月に、みんなのまちこだいらと題して児童絵画コンクールを、1月には丸ポストフォトコンテストを、3月にはルネフォトコンテストと、3つの展示事業を計画しているほか、10月には、市内の障がい者施設へ、吹奏楽演奏の出前コンサートを実施する予定で計画をしている。

表の一番右の列には、小平市から受託する文化芸術に関する事業と、施設の管理運営に関する事業の計画案を掲載している。小平市から受託する事業については、小平市から二十歳の集いの業務の一部を受託する事業を計画している。施設の管理運営に関する事業では、11月に、コンサート中に地震、火災が発生したことを想定して、お客さまにも実際に避難訓練に参加していただく、避難訓練コンサートを計画し、防災意識の向上や、非常事態における職員のスキルアップを図りたいと考えている。また、令和5年度から実施をしている、バックステージツアーを9月に、こどもレセプショニスト講座を12月に計画をしている。

令和7年度 小平市民文化会館自主事業計画案全体としては、合計55事業を計画案としている。以上が、令和7年度 小平市民文化会館の自主事業計画案の概要である。

次に、令和7年度 小平ふるさと村の自主事業計画案の概要をご説明申し上げる。第1号議案資料の3ページ、A4版縦長の、令和7年度 小平ふるさと村 自主事業分類別・月別計画表(案)をご覧いただきたい。表の左半分の列に「郷土の歴史的文化の継承に関する事業」の計画案を掲載している。親子体験教室として、4月から5月にかけて、紙のこいのぼり作りを計画しているほか、6月と7月には、郷土・伝統文化体験事業を計画している。また、7月には、七夕短冊づくり、12月には、もちつき体験会、2月には、節分の豆まきといった、日本の伝統行事を体験できる事業を計画するほか、参加型事業として、4月に、ベーゴマ教室、7月には、文化財を害虫やカビなどから守るために、建物を煙でいぶす保守作業の、燻蒸作業の様子を一般公開し、作業の説明も行う、建物燻蒸体験会を行うほか、7月、8月、1月、2月を除く、主に第三日曜日には、紙芝居サークルとの共催事業で、紙芝居を楽しもう、の実施を計画している。展示事業については、4月に、こいのぼり・五月人形の展示、7月に、盆棚の展示、10月に、十五夜の展示、おかまさまの展示、十三夜の展示、11月に、亥の子のぼたもちの展示、エベスコの展示、12月に郷土かるたと、なつかしいおもちゃ展、鏡もちの展示、1月に、あぼひぼの展示、まゆ玉の展示、エベスコの展示、昭和の結婚式の展示、2月から3月にかけて、ひな人形の展示と、小平に伝わる年中行事の展示を季節ごとに行う計画としている。この他、通年の事業として、小学校の団体見学の受け入れを計画している。

表の右半分の列には、「地域の振興に関する事業」の計画案を掲載している。令和7年度も、小平ふるさと村の特性を生かした事業を計画して、小平ふるさと村に賑わいを持たせるとともに、地域の振興を図る。主な事業としては、4月に、福祉施設や手づくり雑貨の作家団体などと連携して開催する、「春を楽しむ日」を計画している。また、5月には、ゴールデンウィーク

企画と、古民家コンサートを計画していく。8月には、小平の夏の風物詩である「小平グリーンロード灯りまつり」の日程に合わせて、鈴木ばやし保存会、市内大学などの団体と連携して、小平ふるさと村を、灯りまつりの会場の一つとして参加する計画としている。11月には、ふるさと村の村まつりや、武蔵野手打ちうどん保存普及会と共に、麦まき日待ち秋のまつりを、3月には、ふるさと村公演として、和楽器演奏会を計画している。この他、小平ふるさと村を訪れた方から、市内及び周辺の見どころをお尋ねいただいた際にはご案内をするといった観光案内も、通年の事業として行っていく。また、JA東京むさしと連携して、例年は年2回程度実施している、小平産の花苗などを販売する「園芸大市」についても、JA東京むさしと連携、協力していく予定である。令和7年度についても、引き続き、小平市や小平市文化協会、関係団体と連携して、事業を計画していく。令和7年度 小平ふるさと村自主事業計画案全体としては、合計43事業を計画案としている。以上が、令和7年度小平ふるさと村の自主事業の計画案の概要である。事業計画案の説明は以上である。

事務局からの提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

伊藤評議員 事業計画についてはよくできている。先ほどの報告でも、施設の稼働状況は概ねよくなっているようであるし、ふるさと村での事業も様々な関係団体との連携などに配慮されており、ルネコだいらの事業と合わせた文化施設というプランニングになっていると思う。

文化会館の事業計画の中で、育成系支援系の事業はどのような形で選定し、決定するのか。

新井事業課長 育成系支援系事業は、市民の自主的な文化活動の育成と支援を目的とした事業であるので、日ごろから市内の文化芸術活動を行っている様々な団体の活動の様子を見に行っている。例年、継続して開催している事業については、毎年翌年度はどのような形で進めていくか、関係団体と協議しながら計画を立案している。一例として、令和7年10月25日に予定している「ルネコだいら中学演劇祭2025」は、令和6年度から新たに取り組んでいる事業である。市内の主に中学生の演劇が活発であり、実は他のホールで活動していたということを知り、当財団では「高校演劇スペシャル」という事業を30年にわたり実施してきていることから、同様の形で中学生の演劇祭のような事業の実施を打診し、実現に至った。市民の自主的な文化芸術活動に対してアンテナを張りながら、どういった形で育成、支援ができるか検討し、事業計画という形で理事会、評議員会に諮っている。

伊藤評議員 今後とも情報収集をして育成がより進むようにお願いしたい。

施設としてはうまく回っているので、もう一歩進んで施設を必ずしも使わなくても、財団として何か支援あるいは育成ができるのではないか、ということが今後の課題となってよいのではないか。ライブ配信については今回の事業計画に少し記載があるが、ルネコだいらや小平ふるさと村でこういう事業が何日ありますというだけではなく、財団として、その設立の趣旨に即してやっていることに、今後力を入れていく部分があるのではないか。

今、中学校の部活動の支援をどのようにしていくかが市の教育委員会では課題になっている。

文化協会や様々な関係団体など、部活動を行うにあたって力になるような地域の資源を財団は持っているのではないか。すぐ来年の事業に入れてほしいということではないが、中学校の部活動、特に文化活動について、できることがあるのではないかと思うので、今後の課題として捉えて検討してほしい。

新井事業課長 小平市民文化会館および小平ふるさと村という場所に限らない財団の活動として、出前コンサートがある。昨年度からガスミュージアムでも行うようになり、また小学校への出前コンサートは令和2年度には5校だったが徐々に増えて来年度には9校となり、外に出ていく活動も少しずつ増えている。また、訪問する中でいただく意見も貴重であると考えている。私も部活動の地域連携・地域移行検討委員会に委員として参加し、様々なご意見も伺っているので、小平市民文化会館および小平ふるさと村に限らない活動というのは、当財団の設立趣旨に即したものであると捉えている。小平ふるさと村でも「春の和楽器演奏会」として、市内の中学校の筝曲部や文化協会と連携した事業を実施している。様々な関係団体と連携できる恵まれた環境があるので、意見を賜りながら、良い形で進めていきたい。

木村評議員 観光協会は小平市ではどのような位置づけなのか。他市の観光協会では、例えば500円の参加費を払ってチューリップを植える取り組みで人を増やしたりしている。小平市の場合は、お客様を呼ぶ方法としてどんなことをしているのか。

首藤事務局長 小平観光まちづくり協会は、一般社団法人という法人格を取得して活動している。小平市の補助団体として、小平市を観光の側面で盛り上げていくのが主な活動内容である。少し内情をお話しすると、私がその観光まちづくり協会の役員の一人であり、反対に当財団の理事の一人は、観光まちづくり協会の方になっているので、双方に連携しながら活動している実態がある。具体的なかかわりとしては、小平ふるさと村でうどんを振る舞うこと自体は武藏野手打ちうどん保存普及会の方々がしていることだが、そこと連携しているのは観光まちづくり協会であるし、他にも市内のフォトコンテストであるとか、公園を使ってのキャンプの催しなどの、私どもが扱う文化芸術以外の部分のいわゆる集客イベントは、観光まちづくり協会が相当な部分を担っており、市民の皆様にもお楽しみいただいている。一昨年は観光まちづくり協会がとりまとめて、当館の中ホールにおいて元宝塚の鳳さんを中心としたメンバーによる催し物を実施したこともある。そういうところで日ごろから連絡を密にして、連携できる場合には当館の施設も使っていただくという形で、市民の皆様に広く楽しんでいただける事業を提供している。

磯崎議長 鑑賞系事業は多面的に検討しなければいけないので計画が難しいと思う。収益性、集客率、出演料や日程など、どのようにシミュレーションして各事業をまとめているのか。

新井事業課長 これまでに31年にわたって活動をする中で、お客様からご好評をいただいている事業を踏まえながら、新たな事業にも挑戦し、毎年飽きさせない、満足していただける公演を

続いている。例えば来年度の事業計画のクラシックでは、5月18日にチェリストの宮田大を招へいする。先に約束をしたホールが優先となるので、近隣ホールで同じ出演者の公演がないことなどに配慮しながら出演者の選定を進めている。来年度はデビュー50周年を迎える、かつ、小平市にゆかりのあるヴァイオリニストの千住真理子さんをお招きする。周年などの話題性も加味しながら、かつ、同じようなジャンルが一つの時期に集中しないようにしたり、「雅楽の世界」のように正月らしいものは1月に公演を設定したり、同じお客様が何度も当館のチケットを購入していただけるようバランスを取って選定をしている。

磯崎議長 2, 3年先まで見て予約しておくとか、中期的に見通しを持っているということか。

新井事業課長 長いものはそのような形で、何年後にはどういった周年事業があるということも見据えながら、時期が来たら打診をする。

(4) その他

事務局から、次のように報告があった。

首藤事務局長 ご報告したい事項が大きく3件ある。本日机上に配布した、「諸報告」と書かれたA4の資料をご覧いただきたい。

1件目として、財団職員の定年引上げに伴う規程の改正等である。高年齢者雇用安定法の改正や、国家公務員法、地方公務員法の改正に伴い、小平市において関係条例の規定が改正されたことを受け、当財団においても関係する諸規程を、市に準じて改正するものである。

まず、就業規則の一部改正であるが、改正内容は大きく2点ある。

1点目は、定年の年齢である。高年齢者雇用安定法において求められている、65歳までの安定した雇用の確保のための措置のひとつとして、財団職員の定年を現在の60歳から65歳に引き上げるものである。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢の規定である。財団職員の管理職に勤務上限年齢を定め、その年齢以降は原則として管理職以外の職に降任することを規定するもので、小平市では地方公務員法に基づき、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めているので、当財団の就業規則においても、同様に60歳と定めるものである。

これらの2点に加えて、それぞれに対する特例を定める規定や、その他所要の改正を行うものある。施行期日については、来年1月1日を予定している。なお、定年引上げに伴う手続き等については、中段(2)要綱の制定にあるとおり、「公益財団法人小平市文化振興財団職員の定年等に関する要綱」を別に定める予定である。就業規則の一部改正については以上である。

続いて、財団職員の給与に関する規程の一部改正について、ご報告を申し上げる。改正内容は大きく3点ある。図解が描かれている机上配布資料も併せてご覧いただきたい。

まず1点目として、先ほどご報告した定年引上げに伴う、給料月額7割措置の規定である。これは、当分の間、60歳に到達した日後の最初の4月1日以降、給料の月額を7割とするものである。

2点目は、管理監督職上限年齢調整額の規定である。こちらも、先ほど就業規則の一部改正のご報告の中で申し上げた、管理監督職勤務上限年齢の規定に関連した改正である。管理職の職員は、管理監督職上限年齢に達したことによる降任及び給料月額7割措置により、給料が二重に引き下げられることとなることから、当分の間、管理職時の給料月額の7割水準となるよう、管理監督職勤務上限調整額を支給するものである。

3点目は給料表の改定である。こちらは現在、小平市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、審議されているところである。当財団の給与制度については、小平市に準じていることから、小平市に準じ、全般的に給与の月額を引き上げるものである。本改正案の施行期日については、来年1月1日とするが、給料表については、本年4月1日からさかのぼって適用するものとする。なお、給料表の部分については、現在開会中の小平市議会12月定例会で給与条例の改正議案が、明日最終日を迎える本議会において、可決されました場合に効力を有するものとの条件付きで決議をいただいている。

また、定年の引上げに伴い管理監督職を降任する職員の給料の支給内容等について必要な事項については、中段（2）要綱の制定にあるとおり、「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程 附則第2項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する要綱」を別に定める予定である。諸報告の1件目は以上である。

2件目として、財団職員の被服貸与規程の廃止について、ご報告を申し上げる。

従来、当財団においては、執務中の事務服の着用は義務とされていたが、昨今では、環境に配慮する考え方に基づいて、クールビズ・ウォームビズの期間の設定を廃止し、各人に服装の選択をさせるなど、職場における服装の考え方は変容してきている。小平市においても、本年1月1日から事務服の貸与を廃止し、執務中の服装については、職員各自による節度を守った服装とするよう改められたところである。

このような社会一般の認識の変化や、市のルール改正を契機として、当財団においても、より柔軟に職員の服装が選択できるよう、本規程については廃止とするものである。なお、当財団においては、コンサートなどの公演事業での接客の際など、一定のユニフォームがあることが望ましい場面があると考えているため、今後は、規程に代えて要綱を制定し、職員への被服の貸与について必要な事項を定め運用していく。新たな要綱の施行期日については、来年1月1日を予定している。諸報告の2件目は以上である。

3件目として、財団職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げについてご報告する。1件目の報告でも触れたが、現在、小平市議会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案が提出され、審議されているところである。主な改正内容は、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.65月から4.85月とするものである。なお、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.1月分引き上げて支給する。

当財団の給与制度については、小平市に準じており、期末手当、勤勉手当の細目は、要綱で

定めていることから、明日が最終日となる市議会 12 月定例会において、給与条例の改正議案が本会議で可決された場合に、当該要綱について、市と同様の内容で改定を行うものである。

報告は、以上である。

事務局からの報告後、特に質問はなかった。

続いて、永瀬総務担当主任から、第 3 回評議員会の日程について連絡があった。

午前 11 時 40 分、磯崎議長が閉会を宣言し、会議は終了した。

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名：総務課総務担当主任 永瀬 泰史

以上この議事録が正確であることを証するとともに、議論内容を確認したことについて議長及び
議事録署名人は次のとおり署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

印

議事録署名評議員

印